

【魚沼市建設工事入札参加資格審査規程の主な改正事項について】

「地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目の活用等について（通知）」（令和3年総務省自治行政局行政課長通知）により、総務省が地方自治体ごとに異なっていた入札参加資格審査申請の記載項目を標準項目として整理した結果を踏まえて、本市の規程を改正するとともに、DX推進による事業者の利便性の向上、行政サービスの効率的・効果的な提供の実現等の観点から申請手続きを電子化・オンライン化するため

併せて従来客観点のみの審査であったところに主観点を新設し、優良な業者への受注機会の拡大を図るもの

1 標準項目を活用し、新潟県新潟県建設工事入札参加資格審査規程に倣い、工事实績を評価する改正をおこなうもの

第2条(競争入札等に参加することができる者)

審査項目において、完成工事高を有することを追加するもの

2 申請手続きの利便性の強化

第3条(資格審査の申請)

電子申請の定義を追加するもの

3 主観点を新設し、優良な業者への受注機会の拡大を図るもの

別記(第6条、第16条関係)魚沼市建設工事入札参加資格審査規程別記(建設工事入札参加資格審査事項)

主観点の新設と、評点の算出方法について定めるもの